

## 議案第51号

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則制定について  
唐津市就学援助規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和3年11月25日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 就学援助の申請は、学校長を経て教育委員会に申請するようになっており、学校長は、就学援助を必要とする児童生徒又は入学予定者について、意見を付して教育委員会に報告するように定めているが、現在、認定の可否の決定には、特例的な場合を除いて学校長の意見は必要がないため、特例的な場合などの「必要があるとき」のみ意見を付すように変更するもの。

また、区域外就学者（唐津市に住所を有しない児童生徒及び入学予定者）の保護者に対する援助についての規定がなかったため、追加するもの。

# 規 則 案 の 概 要

## 1 規則案の題名

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則

## 2 改正理由

就学援助の申請は、学校長を経て教育委員会に申請するようになっており、学校長は、就学援助を必要とする児童生徒又は入学予定者について、意見を付して教育委員会に報告するように定めているが、現在、認定の可否の決定には、特例的な場合を除いて学校長の意見は必要がないため、特例的な場合などの「必要があるとき」のみ意見を付すように変更するもの。

また、区域外就学者（唐津市に住所を有しない児童生徒及び入学予定者）の保護者に対する援助についての規定がなかったため、追加するもの。

## 3 規則案の内容

学校長が、就学援助を必要とする児童生徒又は入学予定者について、意見を付して委員会に報告するように規定している第5条第2項を「必要があるとき」に意見を付すように変更するもの。

また、区域外就学者（唐津市に住所を有しない児童生徒及び入学予定者）の保護者に対する援助についての規定を追加するとともに、字句を修正するもの。

## 4 施行期日

公布の日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則

唐津市就学援助規則（平成19年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、唐津市立の小学校、中学校に就学している児童生徒又は唐津市立の小学校、中学校の入学予定者のうち、唐津市に住所を有しないものの保護者で、同項各号のいずれかに該当する者は、住所を有する市町村と協議の上、援助を行うものとする。

第5条第2項中「就学援助を必要とする児童生徒又は入学予定者について、意見を附して委員会に報告する」を「前項の申請について必要があるときは、当該申請に意見を付す」に改める。

第6条第1項中「学校長の意見その他を考慮して支給を認定」を「その内容を審査し、認定の可否を決定」に改め、同条第2項中「前項」の前に「委員会は、」を、「認定」の前に「規定により」を、「を」の前に「の可否」を、「した」の前に「決定」を加え、「学校長を経由して」を削る。

第9条中「第3条」の次に「第1項」を加え、「り」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 議案第51号参考資料

## 唐津市就学援助規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(対象者)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、唐津市立の小学校、中学校に就学している児童生徒又は唐津市立の小学校、中学校の入学予定者のうち、唐津市に住所を有しないものの保護者で、同項各号のいずれかに該当する者は、住所を有する市町村と協議の上、援助を行うものとする。</u></p> <p>(申請)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 学校長は、<u>前項の申請について必要があるときは、当該申請に意見を付す</u> _____ものとする。</p> <p>(認定)</p> <p><b>第6条</b> 委員会は、前条による申請があった場合は、<u>その内容を審査し、認定の可否を決定</u> _____するものとする。</p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、</u> _____ 保護者に通知しなければならない。</p> <p>(援助の取消し等)</p> <p><b>第9条</b> 被認定者が虚偽その他不正の申請をしたとき、第3条第<u>1項</u>に定める資格を欠くに至ったとき又は援助の必要がなくなったと認めるときは、就学援助の認定を取<u>消</u>し又は廃止するものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>(申請)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 学校長は、<u>就学援助を必要とする児童生徒又は入学予定者について、意見を附して委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(認定)</p> <p><b>第6条</b> 委員会は、前条による申請があった場合は、<u>学校長の意見その他を考慮して支給を認定</u>するものとする。</p> <p>2 _____前項の_____認定_____を_____したときは、<u>学校長を経由して</u> 保護者に通知しなければならない。</p> <p>(援助の取消し等)</p> <p><b>第9条</b> 被認定者が虚偽その他不正の申請をしたとき、第3条_____に定める資格を欠くに至ったとき又は援助の必要がなくなったと認めるときは、就学援助の認定を取<u>り消</u>し又は廃止するものとする。</p>

○唐津市就学援助規則

平成19年3月27日

教育委員会規則第8号

改正 平成20年5月23日教委規則第11号

平成21年4月24日教委規則第21号

平成24年12月27日教委規則第14号

平成29年8月24日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、学用品費の給付等就学のための援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(平20教委規則11・平29教委規則4・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「児童生徒」とは、小学校又は中学校に就学している者、「入学予定者」とは、翌学年の初めから小学校又は中学校に入学予定の者をいう。

2 この規則において「保護者」とは、児童生徒又は入学予定者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。

(平24教委規則14・平29教委規則4・一部改正)

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒又は入学予定者とともに唐津市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 教育委員会（以下「委員会」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が就学援助を必要と認めた者

(平29教委規則4・一部改正)

(就学援助の種類)

第4条 就学援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新入学に係る学用品の購入に要する費用の給付
- (2) 学用品の購入に要する費用の給付
- (3) 通学用品の購入に要する費用の給付
- (4) 修学旅行に要する費用の給付
- (5) 校外活動（宿泊を伴う場合を含む。）に要する費用の給付
- (6) 学校給食に要する費用の給付
- (7) 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する費用の給付
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める就学に要する費用の給付

2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち法第11条第1項第2号に規定する教育扶助を受けている者に対する就学援助の種類は、前項第4号及び第7号に規定するものに限る。

(平21教委規則21・一部改正)

(申請)

第5条 就学援助を必要とする者は、児童生徒が在学する学校若しくは入学予定者が入学する予定の学校の学校長を経て委員会に申請しなければならない。

2 学校長は、就学援助を必要とする児童生徒又は入学予定者について、意見を附して委員会に報告するものとする。

(平29教委規則4・一部改正)

(認定)

第6条 委員会は、前条による申請があった場合は、学校長の意見その他を考慮して支給を認定するものとする。

2 前項の認定をしたときは、学校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(援助費の支給)

第7条 援助費は、児童生徒が在学する学校若しくは入学予定者が入学する予定の学校の学校長を経て支給することができる。

- 2 医療費については、医療機関等の請求を受け当該医療機関等に支給する。
- 3 援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日から当該日が属する学年の末日までとする。ただし、入学予定者の就学前に委員会がその支給を認定した場合は、当該支給を認定した日から翌学年の末日までとする。

(平 2 9 教委規則 4 ・ 一部改正)

(異動の報告)

第 8 条 被認定者は、世帯員の総所得の増加、転出、辞退その他の理由により就学援助を受ける必要がなくなったときは、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

(平 2 4 教委規則 1 4 ・ 一部改正)

(援助の取消し等)

第 9 条 被認定者が虚偽その他不正の申請をしたとき、第 3 条に定める資格を欠くに至ったとき又は援助の必要がなくなつたと認めたときは、就学援助の認定を取り消し又は廃止するものとする。

(平 2 4 教委規則 1 4 ・ 平 2 9 教委規則 4 ・ 一部改正)

(返還)

第 1 0 条 前条の規定により認定を取り消した場合において、既に援助費を支給しているときは、当該援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(平 2 4 教委規則 1 4 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

(平 2 4 教委規則 1 4 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年教委規則第 1 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年教委規則第 2 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。